

県民生活部所管施設に係る設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について

議案番号	施設名	所管課	資料番号	頁
議第57号	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール	文化振興課	資料3-1	1
議第59号	滋賀県希望が丘文化公園	文化振興課	資料3-2	7
議第69号	滋賀県立文化産業交流会館	文化振興課	資料3-3	13
議第58号	滋賀県立県民交流センター	県民活動生活課	資料3-4	25
議第71号	滋賀県立長浜ドーム	スポーツ局 教育委員会事務局 生涯学習課	資料3-5	31
議第72号	滋賀県立体育館	スポーツ局	資料3-6	41
議第73号	滋賀県立栗東体育館	スポーツ局	資料3-7	49
議第74号	滋賀県立武道館	スポーツ局	資料3-8	57
議第75号	滋賀県立スポーツ会館	スポーツ局	資料3-9	67
議第76号	滋賀県立アイスアリーナ	スポーツ局	資料3-10	75
議第77号	滋賀県立彦根総合運動場	スポーツ局	資料3-11	85
議第79号	滋賀県立ライフル射撃場	スポーツ局	資料3-12	91
議第80号	滋賀県立伊吹運動場	スポーツ局	資料3-13	97
議第81号	滋賀県立柳が崎ヨットハーバー	スポーツ局	資料3-14	103

## 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例 の一部改正について

### 1 改正の理由

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例(平成 9 年滋賀県条例第 42 号)の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。

ア 全ての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正(平成 26 年 4 月 1 日施行)以来、5 年が経過しようとしており、受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について改正を行うこととします。

イ 消費税および地方消費税の税率が平成 31 年 10 月 1 日に 10%に引き上げられることから、消費税率(地方消費税率を含む。)引上げ分をアにより算定した額に転嫁することとします。

### 3 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの使用料および利用料金の上限額の改正案の概要

(滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例第5条、第14条関係)

(1) ホール、リハーサル室

区分		現行				改正後				増減額					
		午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日		
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
大ホール	入場料を徴取しない場合および入場料の最高額が3000円以下の場合	平日	107,100	214,400	238,100	476,300	114,500	229,300	254,600	509,400	7,400	14,900	16,500	33,100	
		休日等	154,800	285,800	333,400	666,800	165,600	305,600	356,600	713,100	10,800	19,800	23,200	46,300	
	入場料の最高額が3,000円を超える場合	平日	154,800	285,800	333,400	666,800	165,600	305,600	356,600	713,100	10,800	19,800	23,200	46,300	
		休日等	214,400	416,800	476,300	952,600	229,300	445,700	509,400	1,018,800	14,900	28,900	33,100	66,200	
	中ホール	入場料を徴取しない場合および入場料の最高額が3000円以下の場合	平日	47,600	95,300	107,100	214,400	50,900	101,900	114,500	229,300	3,300	6,600	7,400	14,900
			休日等	71,500	142,900	166,800	321,500	76,500	152,800	178,400	343,800	5,000	9,900	11,600	22,300
入場料の最高額が3,000円を超える場合		平日	71,500	142,900	166,800	321,500	76,500	152,800	178,400	343,800	5,000	9,900	11,600	22,300	
		休日等	107,100	214,400	250,000	476,300	114,500	229,300	267,400	509,400	7,400	14,900	17,400	33,100	
小ホール	入場料を徴取しない場合および入場料の最高額が3000円以下の場合	平日	15,600	31,000	35,700	71,500	16,700	33,200	38,200	76,500	1,100	2,200	2,500	5,000	
		休日等	23,900	46,500	53,700	107,100	25,600	49,700	57,400	114,500	1,700	3,200	3,700	7,400	
	入場料の最高額が3,000円を超える場合	平日	23,900	46,500	53,700	107,100	25,600	49,700	57,400	114,500	1,700	3,200	3,700	7,400	
		休日等	35,700	69,000	81,000	154,800	38,200	73,800	86,600	165,600	2,500	4,800	5,600	10,800	
リハーサル室	平日	8,400	15,600	17,900	35,700	9,000	16,700	19,100	38,200	600	1,100	1,200	2,500		
	休日等	11,900	22,700	27,400	53,700	12,700	24,300	29,300	57,400	800	1,600	1,900	3,700		

(2) 練習室、研修室

区分		現行				改正後				増減額			
		午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
練習室1		1,790	3,570	4,170	8,340	1,910	3,820	4,460	8,920	120	250	290	580
練習室2		1,080	2,030	2,390	4,760	1,160	2,170	2,560	5,090	80	140	170	330
練習室3		1,430	2,860	3,340	6,560	1,530	3,060	3,570	7,020	100	200	230	460
研修室		14,260	17,930	23,870	51,300	15,250	19,180	25,530	54,860	990	1,250	1,660	3,560

## 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを設置および管理に関する条例（平成9年滋賀県条例第42号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成31年10月1日から施行することとします。

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧							新						
本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 ホール等							本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 ホール等						
区分			金額				区分			金額			
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	入場料を徴収しない場合および入場料の最高額が3,000円以下の場合（以下「入場料を徴収しない場合等」という。）	平日	円	円	円	円	大ホール	入場料を徴収しない場合および入場料の最高額が3,000円以下の場合（以下「入場料を徴収しない場合等」という。）	平日	円	円	円	円
		休日等	107,100	214,400	238,100	476,300			114,500	229,300	254,600	509,400	
	入場料の最高額が3,000円を超える場合	平日	154,800	285,800	333,400	666,800	大ホール	入場料の最高額が3,000円を超える場合	平日	165,600	305,600	356,600	713,100
		休日等	214,400	416,800	476,300	952,600			229,300	445,700	509,400	1,018,800	
中ホール	入場料を徴収しない場合等	平日	47,600	95,300	107,100	214,400	中ホール	入場料を徴収しない場合等	平日	50,900	101,900	114,500	229,300
		休日等	71,500	142,900	166,800	321,500			76,500	152,800	178,400	343,800	
	入場料の最高額が3,000円を超える場合	平日	71,500	142,900	166,800	321,500	中ホール	入場料の最高額が3,000円を超える場合	平日	76,500	152,800	178,400	343,800
		休日等	107,100	214,400	250,000	476,300			114,500	229,300	267,400	509,400	
小ホール	入場料を徴収しない場合等	平日	15,600	31,000	35,700	71,500	小ホール	入場料を徴収しない場合等	平日	16,700	33,200	38,200	76,500
		休日等	23,900	46,500	53,700	107,100			25,600	49,700	57,400	114,500	

	入場料の最高額が3,000円を超える場合	平日	23,900	46,500	53,700	107,100
		休日等	35,700	69,000	81,000	154,800
リハーサル室		平日	8,400	15,600	17,900	35,700
		休日等	11,900	22,700	27,400	53,700
練習室1			1,790	3,570	4,170	8,340
練習室2			1,080	2,030	2,390	4,760
練習室3			1,430	2,860	3,340	6,560
研修室			14,260	17,930	23,870	51,300

注1から注8まで 省略

以下 省略

	入場料の最高額が3,000円を超える場合	平日	25,600	49,700	57,400	114,500
		休日等	38,200	73,800	86,600	165,600
リハーサル室		平日	9,000	16,700	19,100	38,200
		休日等	12,700	24,300	29,300	57,400
練習室1			1,910	3,820	4,460	8,920
練習室2			1,160	2,170	2,560	5,090
練習室3			1,530	3,060	3,570	7,020
研修室			15,250	19,180	25,530	54,860

注1から注8まで 省略

以下 省略

## 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の 一部改正について

### 1 改正の理由

滋賀県希望が丘文化公園について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例（昭和 46 年滋賀県条例第 53 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。

ア 全ての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）以来、5 年が経過しようとしており、受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について改正を行うこととします。

イ 消費税および地方消費税の税率が平成 31 年 10 月 1 日に 10%に引き上げられることから、消費税率（地方消費税率を含む。）引上げ分をアにより算定した額に転嫁することとします。

### 3 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

滋賀県希望が丘文化公園の施設の使用料および利用料金の上限額の改正案の概要  
 (滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例第5条、第14条関係)

1 スポーツ施設

(1) 貸切り使用

(円)

区 分		現行	改正後	増減額		
陸上競技場	午前	午前9時から午後零時30分まで	5,610	6,000	390	
	午後	午後1時から午後5時まで	9,530	10,190	660	
野球場	午前	午前9時から午後零時30分まで	4,580	4,900	320	
	午後	午後1時から午後5時まで	5,940	6,350	410	
ソフトボール場	午前	午前9時から午後零時30分まで	2,960	3,170	210	
	午後	午後1時から午後5時まで	4,820	5,150	330	
草野球場	午前	午前9時から午後零時30分まで	2,960	3,170	210	
	午後	午後1時から午後5時まで	4,820	5,150	330	
球技場	午前	午前9時から午後零時30分まで	3,220	3,440	220	
	午後	午後1時から午後5時まで	5,210	5,570	360	
スポーツ会館	体育室	午前	午前9時から午後零時30分まで	5,050	5,400	350
		午後	午後1時から午後5時まで	7,420	7,940	520
	格技場	午前	午前9時から午後零時30分まで	1,730	1,850	120
		午後	午後1時から午後5時まで	2,220	2,370	150
	会議室A	午前	午前9時から午後零時30分まで	1,170	1,250	80
		午後	午後1時から午後5時まで	1,980	2,120	140
	会議室B	午前	午前9時から午後零時30分まで	800	860	60
		午後	午後1時から午後5時まで	1,170	1,250	80
	卓球場	1台・1時間		430	460	30
	更衣室	1回		430	460	30
テニスコート	屋外	1面・2時間		1,360	1,450	90
	屋内	1面・2時間		2,510	2,680	170
		1面・2時間(テニス以外の目的で使用する場合)		6,260	6,690	430
ピクニックランド	かまどあり	1サイト		800	860	60
	かまどなし	1サイト		730	780	50



## (2)個人使用

(円)

区 分			現行	改正後	増減額	
陸上競技場	1人1回	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	240	260	20	
		高等学校または中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者	300	320	20	
		その他の者	430	460	30	
スポーツ会館	体育室	1人2時間	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	240	260	20
			高等学校または中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者	380	410	30
			その他の者	540	580	40
	トレーニング室	1人2時間	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	240	260	20
			高等学校または中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者	380	410	30
			その他の者	530	570	40

## 2 自転車

(円)

区分	現行	改正後	増減額
1回(2時間以内)	480	510	30
超過(1時間)	130	140	10

## 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県希望が丘文化公園について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第53号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成31年10月1日から施行することとします。

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧

新

本則および付則 省略

別表（第4条、第5条、第14条関係）

1 スポーツ施設

(1) 貸切り使用

区分		金額	
		午前	午後
		午前9時から午後 零時30分まで	午後1時から午後 5時まで
陸上競技場		円 5,610	円 9,530
野球場		4,580	5,940
ソフトボール場		2,960	4,820
草野球場		2,960	4,820
球技場		3,220	5,210
スポーツ会館	体育室	5,050	7,420
	格技場	1,730	2,220
	会議室A	1,170	1,980
	会議室B	800	1,170
	卓球場		円 1台1時間につき 430
	更衣室	1回につき	430
テニスコート	屋外コート	1面2時間につき	1,360
	屋内コート	同	2,510
ピクニックランド	かまどあり	1サイトにつき	800
	かまどなし	同	730

(2) 個人使用

本則および付則 省略

別表（第4条、第5条、第14条関係）

1 スポーツ施設

(1) 貸切り使用

区分		金額	
		午前	午後
		午前9時から午後 零時30分まで	午後1時から午後 5時まで
陸上競技場		円 6,000	円 10,190
野球場		4,900	6,350
ソフトボール場		3,170	5,150
草野球場		3,170	5,150
球技場		3,440	5,570
スポーツ会館	体育室	5,400	7,940
	格技場	1,850	2,370
	会議室A	1,250	2,120
	会議室B	860	1,250
	卓球場		円 1台1時間につき 460
	更衣室	1回につき	460
テニスコート	屋外コート	1面2時間につき	1,450
	屋内コート	同	2,680
ピクニックランド	かまどあり	1サイトにつき	860
	かまどなし	同	780

(2) 個人使用

区分	金額		
	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（後期課程又は中等教育学校（前期に限る。）の生徒期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒者 またはこれらに準ずる者	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程又は中等教育学校（前期に限る。）の生徒期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒者 またはこれらに準ずる者	その他の者
陸上競技場	円 1人1回につき 240	円 1人1回につき 300	円 1人1回につき 430
スポーツ会館	体育室 1人2時間につき 240	体育室 1人2時間につき 380	1人2時間につき 540
	トレーニング室 同 240	同 380	同 530

注1から注6まで 省略

7 テニスコートの屋内コートを手ニス以外の目的で使用する場合は、1面2時間につき6,260円とする。

注8および注9 省略

2 自転車 1回（2時間以内）につき480円とし、その利用時間が2時間を超える場合は、その超える時間1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき130円を加算した額とする。ただし、小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童またはこれに準ずる者については、半額とする。

3 駐車場 省略

区分	金額		
	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（後期課程又は中等教育学校（前期に限る。）の生徒期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒者 またはこれらに準ずる者	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程又は中等教育学校（前期に限る。）の生徒期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒者 またはこれらに準ずる者	その他の者
陸上競技場	円 1人1回につき 260	円 1人1回につき 320	円 1人1回につき 460
スポーツ会館	体育室 1人2時間につき 260	体育室 1人2時間につき 410	1人2時間につき 580
	トレーニング室 同 260	同 410	同 570

注1から注6まで 省略

7 テニスコートの屋内コートを手ニス以外の目的で使用する場合は、1面2時間につき6,690円とする。

注8および注9 省略

2 自転車 1回（2時間以内）につき510円とし、その利用時間が2時間を超える場合は、その超える時間1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき140円を加算した額とする。ただし、小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童またはこれに準ずる者については、半額とする。

3 駐車場 省略

## 滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の 一部改正について

### 1 改正の理由

滋賀県立文化産業交流会館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和 63 年滋賀県条例第 26 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。

ア 全ての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）以来、5 年が経過しようとしており、受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について改正を行うこととします。

イ 消費税および地方消費税の税率が平成 31 年 10 月 1 日に 10%に引き上げられることから、消費税率（地方消費税率を含む。）引上げ分をアにより算定した額に転嫁することとします。

### 3 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

滋賀県立文化産業交流会館の使用料および利用料金の上限額の改正案の概要  
 (滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例第7条、第16条関係)

(1) イベントホール、小劇場

区分			現行					改正後					増減額				
			午前	午後	夜間	午後・夜間	全日	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
			午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
イベントホール	入場料が1000円を超える場合	平日	44,500	78,000	94,000	154,700	199,200	47,600	83,400	100,500	165,400	213,000	3,100	5,400	6,500	10,700	13,800
		休日等	66,750	117,000	141,000	232,050	298,800	71,400	125,100	150,750	248,100	319,500	4,650	8,100	9,750	16,050	20,700
	入場料が1000円以下の場合	平日	38,300	68,000	81,500	133,600	171,900	41,000	72,700	87,200	142,900	183,900	2,700	4,700	5,700	9,300	12,000
		休日等	57,450	102,000	122,250	200,400	257,850	61,500	109,050	130,800	214,350	275,850	4,050	7,050	8,550	13,950	18,000
	入場料を徴収しない場合	平日	29,700	52,100	63,100	102,700	132,400	31,800	55,700	67,500	109,800	141,800	2,100	3,600	4,400	7,100	9,200
		休日等	44,550	78,150	94,650	154,050	198,600	47,700	83,550	101,250	164,700	212,400	3,150	5,400	6,600	10,650	13,800
展示会場として利用する場合		-	-	-	-	52,000	-	-	-	-	55,600	-	-	-	-	3,600	
小劇場	入場料が1000円を超える場合	平日	10,500	16,100	22,200	34,700	45,200	11,200	17,200	23,700	37,100	48,300	700	1,100	1,500	2,400	3,100
		休日等	15,750	24,150	33,300	52,050	67,800	16,800	25,800	35,550	55,650	72,450	1,050	1,650	2,250	3,600	4,650
	入場料が1000円以下の場合	平日	9,300	13,600	19,800	29,800	39,100	9,900	14,500	21,200	31,900	41,800	600	900	1,400	2,100	2,700
		休日等	13,950	20,400	29,700	44,700	58,650	14,850	21,750	31,800	47,850	62,700	900	1,350	2,100	3,150	4,050
	入場料を徴収しない場合	平日	7,300	10,600	14,900	22,200	29,500	7,800	11,300	15,900	23,700	31,500	500	700	1,000	1,500	2,000
		休日等	10,950	15,900	22,350	33,300	44,250	11,700	16,950	23,850	35,550	47,250	750	1,050	1,500	2,250	3,000

(2) 練習室

区分			現行					改正後					増減額				
			午前	午後	夜間	午後・夜間	全日	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
			午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
練習室1	入場料が1000円を超える場合	11,100	11,100	11,100	20,400	31,500	11,870	11,870	11,870	21,820	33,690	770	770	770	1,420	2,190	
	入場料が1000円以下の場合	9,660	9,660	9,660	17,690	27,350	10,330	10,330	10,330	18,920	29,250	670	670	670	1,230	1,900	
	入場料を徴収しない場合	7,420	7,420	7,420	13,610	21,030	7,940	7,940	7,940	14,560	22,500	520	520	520	950	1,470	
練習室2	入場料が1000円を超える場合	6,660	6,660	6,660	10,950	17,610	7,120	7,120	7,120	11,710	18,830	460	460	460	760	1,220	
	入場料が1000円以下の場合	5,790	5,790	5,790	9,500	15,290	6,190	6,190	6,190	10,160	16,350	400	400	400	660	1,060	
	入場料を徴収しない場合	4,450	4,450	4,450	7,300	11,750	4,760	4,760	4,760	7,810	12,570	310	310	310	510	820	

(3) 会議室

(円)

区分		現行					改正後					増減額				
		午前	午後	夜間	午後・夜間	全日	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
		午前8時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
第1会議室	入場料が1000円を超える場合	11,100	11,100	11,100	20,400	31,500	11,870	11,870	11,870	21,820	33,690	770	770	770	1,420	2,190
	入場料が1000円以下の場合	9,660	9,660	9,660	17,690	27,350	10,330	10,330	10,330	18,920	29,250	670	670	670	1,230	1,900
	入場料を徴収しない場合	7,420	7,420	7,420	13,610	21,030	7,940	7,940	7,940	14,560	22,500	520	520	520	950	1,470
第2会議室	入場料が1000円を超える場合	6,660	6,660	6,660	10,950	17,610	7,120	7,120	7,120	11,710	18,830	460	460	460	760	1,220
	入場料が1000円以下の場合	5,790	5,790	5,790	9,500	15,290	6,190	6,190	6,190	10,160	16,350	400	400	400	660	1,060
	入場料を徴収しない場合	4,450	4,450	4,450	7,300	11,750	4,760	4,760	4,760	7,810	12,570	310	310	310	510	820
第3会議室	入場料が1000円を超える場合	1,540	1,540	1,540	2,540	4,080	1,650	1,650	1,650	2,720	4,370	110	110	110	180	290
	入場料が1000円以下の場合	1,340	1,340	1,340	2,200	3,540	1,430	1,430	1,430	2,350	3,780	90	90	90	150	240
	入場料を徴収しない場合	1,040	1,040	1,040	1,680	2,720	1,110	1,110	1,110	1,800	2,910	70	70	70	120	190
第4会議室	入場料が1000円を超える場合	1,740	1,740	1,740	2,860	4,600	1,860	1,860	1,860	3,060	4,920	120	120	120	200	320
	入場料が1000円以下の場合	1,510	1,510	1,510	2,470	3,980	1,610	1,610	1,610	2,640	4,250	100	100	100	170	270
	入場料を徴収しない場合	1,160	1,160	1,160	1,900	3,060	1,240	1,240	1,240	2,030	3,270	80	80	80	130	210
第5会議室	入場料が1000円を超える場合	3,450	3,450	3,450	5,680	9,130	3,690	3,690	3,690	6,070	9,760	240	240	240	390	630
	入場料が1000円以下の場合	2,990	2,990	2,990	4,920	7,910	3,200	3,200	3,200	5,260	8,460	210	210	210	340	550
	入場料を徴収しない場合	2,300	2,300	2,300	3,790	6,090	2,460	2,460	2,460	4,050	6,510	160	160	160	260	420

(4) SOHOビジネスオフィス

(円)

区分	現行	改正後	増減額	
SOHOビジネスオフィス	区画1	23,100	24,700	1,600
	区画2	23,500	25,100	1,600
	区画3	23,000	24,600	1,600
	区画4	23,000	24,600	1,600
	区画5	26,500	28,300	1,800
	区画6	22,600	24,200	1,600
	区画7	24,500	26,200	1,700
	区画8	22,700	24,300	1,600
	区画9	22,700	24,300	1,600
	区画10	23,700	25,300	1,600

※すべて月額料金

## 滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県立文化産業交流会館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和 63 年滋賀県条例第 26 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとします。



滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧							新								
本則および付則 省略 別表（第7条、第16条関係） 1 イベントホール等							本則および付則 省略 別表（第7条、第16条関係） 1 イベントホール等								
区分			金額					区分			金額				
			午前	午後	夜間	午後・ 夜間	全日				午前	午後	夜間	午後・ 夜間	全日
			午前8 時30分 から午 後零時 30分ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後5 時30分 から午 後9時 30分ま で	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前8時 30分から 午後9時 30分まで				午前8 時30分 から午 後零時 30分ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後5 時30分 から午 後9時 30分ま で	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前8時 30分から 午後9時 30分まで
イ	入場料ま	入場料等	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
ベ	たはこれ	の額が	44,500	78,000	94,000	154,700	199,200	イ	入場料ま	入場料等	円	円	円	円	円
ン	に類する	1,000円						ベ	たはこれ	の額が	47,600	83,400	100,500	165,400	213,000
ト	もの（以	を超える						ン	に類する	1,000円					
ホ	下「入場	場合						ト	もの（以	を超える					
ー	料等」と	入場料等	38,300	68,000	81,500	133,600	171,900	ホ	下「入場	場合					
ル	いう。）	の額が						ー	料等」と	入場料等	41,000	72,700	87,200	142,900	183,900
	を徴収す	1,000円						ル	いう。）	の額が					
									を徴収す	1,000円					

	る場合	以下の場 合						
	入場料等 を徴収し ない場合	展示会場 に使用す る場合	1日につき <u>52,000円</u>					
		その他の 場合	<u>29,700</u>	<u>52,100</u>	<u>63,100</u>	<u>102,700</u>	<u>132,400</u>	
小 劇 場	入場料等 を徴収す る場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	<u>10,500</u>	<u>16,100</u>	<u>22,200</u>	<u>34,700</u>	<u>45,200</u>	
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	<u>9,300</u>	<u>13,600</u>	<u>19,800</u>	<u>29,800</u>	<u>39,100</u>	
	入場料等を徴収しな い場合		<u>7,300</u>	<u>10,600</u>	<u>14,900</u>	<u>22,200</u>	<u>29,500</u>	
練 習 室 1	入場料等 を徴収す る場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える	<u>11,100</u>	<u>11,100</u>	<u>11,100</u>	<u>20,400</u>	<u>31,500</u>	

	る場合	以下の場 合						
	入場料等 を徴収し ない場合	展示会場 に使用す る場合	1日につき <u>55,600円</u>					
		その他の 場合	<u>31,800</u>	<u>55,700</u>	<u>67,500</u>	<u>109,800</u>	<u>141,600</u>	
小 劇 場	入場料等 を徴収す る場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	<u>11,200</u>	<u>17,200</u>	<u>23,700</u>	<u>37,100</u>	<u>48,300</u>	
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	<u>9,900</u>	<u>14,500</u>	<u>21,200</u>	<u>31,900</u>	<u>41,800</u>	
	入場料等を徴収しな い場合		<u>7,800</u>	<u>11,300</u>	<u>15,900</u>	<u>23,700</u>	<u>31,500</u>	
練 習 室 1	入場料等 を徴収す る場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える	<u>11,870</u>	<u>11,870</u>	<u>11,870</u>	<u>21,820</u>	<u>33,690</u>	

		場合						
		入場料等の額が1,000円以下の場合	9,660	9,660	9,660	17,690	27,350	
		入場料等を徴収しない場合	7,420	7,420	7,420	13,610	21,030	
練習室2	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合	6,660	6,660	6,660	10,950	17,610	
		入場料等の額が1,000円以下の場合	5,790	5,790	5,790	9,500	15,290	
		入場料等を徴収しない場合	4,450	4,450	4,450	7,300	11,750	
第1会	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円	11,100	11,100	11,100	20,400	31,500	

		場合						
		入場料等の額が1,000円以下の場合	10,330	10,330	10,330	18,920	29,250	
		入場料等を徴収しない場合	7,940	7,940	7,940	14,560	22,500	
練習室2	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合	7,120	7,120	7,120	11,710	18,830	
		入場料等の額が1,000円以下の場合	6,190	6,190	6,190	10,160	16,350	
		入場料等を徴収しない場合	4,760	4,760	4,760	7,810	12,570	
第1会	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円	11,870	11,870	11,870	21,820	33,690	

議室		を超える 場合						
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	9,660	9,660	9,660	17,690	27,350	
	入場料等を徴収しな い場合		7,420	7,420	7,420	13,610	21,030	
第 2 会 議 室	入場料等 を徴収す る場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	6,660	6,660	6,660	10,950	17,610	
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	5,790	5,790	5,790	9,500	15,290	
	入場料等を徴収しな い場合		4,450	4,450	4,450	7,300	11,750	
第 3	入場料等 を徴収す	入場料等 の額が	1,540	1,540	1,540	2,540	4,080	

議室		を超える 場合						
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	10,330	10,330	10,330	18,920	29,250	
	入場料等を徴収しな い場合		7,940	7,940	7,940	14,560	22,500	
第 2 会 議 室	入場料等 を徴収す る場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	7,120	7,120	7,120	11,710	18,830	
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	6,190	6,190	6,190	10,160	16,350	
	入場料等を徴収しな い場合		4,760	4,760	4,760	7,810	12,570	
第 3	入場料等 を徴収す	入場料等 の額が	1,650	1,650	1,650	2,720	4,370	

会議室	入場料等 を徴収する 場合	1,000円 を超える 場合							
	入場料等 の額が 1,000円 以下の場合		1,340	1,340	1,340	2,200	3,540		
	入場料等を徴収しない場合		1,040	1,040	1,040	1,680	2,720		
第4 会議室	入場料等 を徴収する 場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	1,740	1,740	1,740	2,860	4,600		
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場合	1,510	1,510	1,510	2,470	3,980		
	入場料等を徴収しない場合		1,160	1,160	1,160	1,900	3,060		
第	入場料等	入場料等	3,450	3,450	3,450	5,680	9,130		

会議室	入場料等 を徴収する 場合	1,000円 を超える 場合							
	入場料等 の額が 1,000円 以下の場合		1,430	1,430	1,430	2,350	3,780		
	入場料等を徴収しない場合		1,110	1,110	1,110	1,800	2,910		
第4 会議室	入場料等 を徴収する 場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	1,860	1,860	1,860	3,060	4,920		
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場合	1,610	1,610	1,610	2,640	4,250		
	入場料等を徴収しない場合		1,240	1,240	1,240	2,030	3,270		
第	入場料等	入場料等	3,690	3,690	3,690	6,070	9,760		

5 を徴収す る場合 議 室	の額が 1,000円 を超える 場合					
	入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	2,990	2,990	2,990	4,920	7,910
	入場料等を徴収しな い場合	2,300	2,300	2,300	3,790	6,090

注1から注11まで 省略

2 ビジネスオフィス

区分	金額
区画1	円 1月につき <u>23,100</u>
区画2	同 <u>23,500</u>
区画3	同 <u>23,000</u>
区画4	同 <u>23,000</u>
区画5	同 <u>26,500</u>
区画6	同 <u>22,600</u>
区画7	同 <u>24,500</u>

5 を徴収す る場合 議 室	の額が 1,000円 を超える 場合					
	入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	3,200	3,200	3,200	5,260	8,460
	入場料等を徴収しな い場合	2,460	2,460	2,460	4,050	6,510

注1から注11まで 省略

2 ビジネスオフィス

区分	金額
区画1	円 1月につき <u>24,700</u>
区画2	同 <u>25,100</u>
区画3	同 <u>24,600</u>
区画4	同 <u>24,600</u>
区画5	同 <u>28,300</u>
区画6	同 <u>24,200</u>
区画7	同 <u>26,200</u>

区画8	同	<u>22,700</u>
区画9	同	<u>22,700</u>
区画10	同	<u>23,700</u>

注1および注2 省略

区画8	同	<u>24,300</u>
区画9	同	<u>24,300</u>
区画10	同	<u>25,300</u>

注1および注2 省略

## 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の 一部を改正する条例案について

### 1 改正の理由

滋賀県立県民交流センターについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。

ア 全ての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正（平成26年4月1日施行）以来、5年が経過しようとしており、受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について改正を行うこととします。

イ 消費税および地方消費税の税率が平成31年10月1日に10%に引き上げられることから、消費税率（地方消費税率を含む。）引上げ分をアにより算定した額に転嫁することとします。

### 3 施行期日

平成31年10月1日



滋賀県立県民交流センター使用料の額および利用料金の上限額の改正案の概要

(滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例第5条、第14条関係)

1 ホール等

(1) ホールおよび練習室

区 分	現 行					改 正 後					増 減 額				
	金 額					金 額					金 額				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
ホール	21,400	28,600	28,600	52,400	73,800	22,900	30,600	30,600	56,000	78,900	1,500	2,000	2,000	3,600	5,100
練習室	3,220	4,290	3,220	6,190	9,410	3,440	4,590	3,440	6,620	10,060	220	300	220	430	650

(2) 会議室等

区 分	現 行			改 正 後			増 減 額		
	金 額			金 額			金 額		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
大会議室	32,200	42,900	32,200	34,400	45,900	34,400	2,200	3,000	2,200
201会議室	2,510	3,340	2,510	2,680	3,570	2,680	170	230	170
202会議室	2,510	3,340	2,510	2,680	3,570	2,680	170	230	170
203会議室	4,660	6,190	4,660	4,980	6,620	4,980	320	430	320
204会議室	4,660	6,190	4,660	4,980	6,620	4,980	320	430	320
205会議室	3,220	4,290	3,220	3,440	4,590	3,440	220	300	220
206会議室	3,220	4,290	3,220	3,440	4,590	3,440	220	300	220
207会議室	6,790	9,050	6,790	7,260	9,680	7,260	470	630	470
301会議室	3,220	4,290	3,220	3,440	4,590	3,440	220	300	220
302会議室	3,220	4,290	3,220	3,440	4,590	3,440	220	300	220
303会議室	3,220	4,290	3,220	3,440	4,590	3,440	220	300	220
304会議室	3,220	4,290	3,220	3,440	4,590	3,440	220	300	220
305会議室	8,220	10,950	8,220	8,790	11,710	8,790	570	760	570
特別会議室	10,710	14,290	10,710	11,450	15,280	11,450	740	990	740
応接室	8,580	11,430	8,580	9,180	12,220	9,180	600	790	600
和室	2,510	3,340	2,510	2,680	3,570	2,680	170	230	170
茶室	2,860	3,810	2,860	3,060	4,070	3,060	200	260	200

## 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県立県民交流センターについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成31年10月1日から施行することとします。

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧						新					
本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 ホール等 (1) ホールおよび練習室						本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 ホール等 (1) ホールおよび練習室					
区分	金額					区分	金額				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日		午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
ホール	円 21,400	円 28,600	円 28,600	円 52,400	円 73,800	ホール	円 22,900	円 30,600	円 30,600	円 56,000	円 78,900
練習室	3,220	4,290	3,220	6,190	9,410	練習室	3,440	4,590	3,440	6,620	10,060
(2) 会議室等						(2) 会議室等					
区分	金額			区分	金額						
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間				
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで				
大会議室	円 32,200	円 42,900	円 32,200	大会議室	円 34,400	円 45,900	円 34,400				

201会議室	2,510	3,340	2,510
202会議室	2,510	3,340	2,510
203会議室	4,660	6,190	4,660
204会議室	4,660	6,190	4,660
205会議室	3,220	4,290	3,220
206会議室	3,220	4,290	3,220
207会議室	6,790	9,050	6,790
301会議室	3,220	4,290	3,220
302会議室	3,220	4,290	3,220
303会議室	3,220	4,290	3,220
304会議室	3,220	4,290	3,220
305会議室	8,220	10,950	8,220
特別会議室	10,710	14,290	10,710
応接室	8,580	11,430	8,580
和室	2,510	3,340	2,510
茶室	2,860	3,810	2,860

注1から注7まで 省略

2 駐車場 省略

201会議室	2,680	3,570	2,680
202会議室	2,680	3,570	2,680
203会議室	4,980	6,620	4,980
204会議室	4,980	6,620	4,980
205会議室	3,440	4,590	3,440
206会議室	3,440	4,590	3,440
207会議室	7,260	9,680	7,260
301会議室	3,440	4,590	3,440
302会議室	3,440	4,590	3,440
303会議室	3,440	4,590	3,440
304会議室	3,440	4,590	3,440
305会議室	8,790	11,710	8,790
特別会議室	11,450	15,280	11,450
応接室	9,180	12,220	9,180
和室	2,680	3,570	2,680
茶室	3,060	4,070	3,060

注1から注7まで 省略

2 駐車場 省略

## 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を 改正する条例案について

### 1 改正の理由

滋賀県立長浜ドームについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第24号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。

ア 全ての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正（平成26年4月1日施行）以来、5年が経過しようとしており、受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について改正を行うこととします。

イ 消費税および地方消費税の税率が平成31年10月1日に10%に引き上げられることから、消費税率（地方消費税率を含む。）引上げ分をアにより算定した額に転嫁することとします。

### 3 施行期日

平成31年10月1日

滋賀県立長浜ドーム使用料の額および利用料金の上限額の改正案の概要

(滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例第5条、第14条関係)

1 屋内グラウンド、屋外グラウンド、トレーニング室、練習室および会議室

(1) 貸切り使用

区分		現行金額			改正後金額			増減額金額			
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
		午前8時から午後9時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前8時から午後9時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前8時から午後9時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	
屋内グラウンド	入場料またはこれに類する金銭(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに關係のある団体(以下「幼稚園等」という。)が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		アマチュアスポーツに使用する場合	6,800	10,500	13,600	7,270	11,200	14,500	470	700	900
		その他の催物に使用する場合	13,600	21,000	27,100	14,500	22,500	29,000	900	1,500	1,900
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	13,600	21,000	27,100	14,500	22,500	29,000	900	1,500	1,900
		アマチュアスポーツに使用する場合	27,100	42,100	54,400	29,000	45,000	58,200	1,900	2,900	3,800
		その他の催物に使用する場合	136,000	210,000	271,000	145,000	225,000	290,000	9,000	15,000	19,000
屋外グラウンド		1,980	2,710	3,350	2,120	2,900	3,580	140	190	230	
練習室		3,350	5,050	6,670	3,580	5,400	7,130	230	350	460	
第1会議室		2,710	3,970	4,710	2,900	4,250	5,040	190	280	330	
第2会議室		2,710	3,970	4,710	2,900	4,250	5,040	190	280	330	
第3会議室		1,360	1,980	2,220	1,450	2,120	2,370	90	140	150	

(2) 個人使用

ア 屋内グラウンド

区分	現行金額		改正後金額		増減額金額	
	円	円	円	円	円	円
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「幼児等」という。)	1人2時間につき 240	1人2時間につき 260	1人2時間につき 240	1人2時間につき 260	1人2時間につき 20	1人2時間につき 20
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者(以下「生徒等」という。)	同 380	同 410	同 380	同 410	同 30	同 30
その他の者	同 540	同 580	同 540	同 580	同 40	同 40

イ トレーニング室

区分	現行金額		改正後金額		増減額金額	
	円	円	円	円	円	円
幼児等	1人1回につき(2時間以内) 240	回数券11回券(1回2時間以内) 2,400	1人1回につき(2時間以内) 260	回数券11回券(1回2時間以内) 2,600	20	200
生徒等	380	3,800	410	4,100	30	300
その他の者	540	5,400	580	5,800	40	400

2 宿泊研修館  
(1) 宿泊室

区分		現行 金額		改正後 金額		増減額 金額	
		宿泊	昼間利用	宿泊	昼間利用	宿泊	昼間利用
洋室	小学校、 中学校、 義務教育 学校もしくは 中等 教育学校 (前期課程に 限る。)の 児童もしくは 生徒またはこれらに準 ずる者 (以下「児童 等」という。)	1人1泊 につき 2,960	1人1回 につき 800	1人1泊 につき 3,170	1人1回 につき 860	1人1泊 につき 210	1人1回 につき 60
	生徒等ま たは25歳 未満の青 少年(児 童等を除 く。)	同 3,830		同 4,100		同 270	
	その他の 者	同 4,820		同 5,150		同 330	
和室	児童等	同 2,220		同 2,370		同 150	
	生徒等ま たは25歳 未満の青 少年(児 童等を除 く。)	同 2,960	同 540	同 3,170	同 580	同 210	同 40
	その他の 者	同 3,590		同 3,840		同 250	

(2) 会議室

区分	現行 金額					改正 金額					増減額 金額				
	午前	午後	夜間	午後・夜 間	全日	午前	午後	夜間	午後・夜 間	全日	午前	午後	夜間	午後・夜 間	全日
	午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前8時 30分から 午後9時 30分まで	午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前8時 30分から 午後9時 30分まで	午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1 時から午後 5時まで	午後5 時から午後 9時30分 まで	午後1 時から午後 9時30分 まで	午前8 時から午後 9時30分 まで
会議室A	円 2,340	円 2,960	円 3,590	円 5,440	円 7,780	円 2,500	円 3,170	円 3,840	円 5,820	円 8,320	円 160	円 210	円 250	円 380	円 540
会議室B	円 2,100	円 2,850	円 3,470	円 5,210	円 7,310	円 2,250	円 3,050	円 3,710	円 5,570	円 7,820	円 150	円 200	円 240	円 360	円 510

## 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県立長浜ドームについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第24号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成31年10月1日から施行することとします。



滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧					新						
本則および付則 省略					本則および付則 省略						
別表（第4条、第5条、第14条関係）					別表（第4条、第5条、第14条関係）						
1 屋内グラウンド、屋外グラウンド、トレーニング室、練習室および会議室					1 屋内グラウンド、屋外グラウンド、トレーニング室、練習室および会議室						
(1) 貸切り使用					(1) 貸切り使用						
区分			金額			区分			金額		
			午前	午後	夜間				午前	午後	夜間
			午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで				午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで
屋 内 グ ラ ウ ン ド	入 場 料 ま た は こ れ に 類 す る 金 銭 （ 以 下 「 入 場 料 等 」 と い う 。） を 徴 収 し な い 場 合	幼稚園、小学校、 中学校、義務教育 学校、高等学校、 中等教育学校等ま たはこれらに関係 のある団体（以下 「幼稚園等」とい う。）が幼児、児 童または生徒を対 象に使用する場合	円  6,800	円  10,500	円  13,600	屋 内 グ ラ ウ ン ド	入 場 料 ま た は こ れ に 類 す る 金 銭 （ 以 下 「 入 場 料 等 」 と い う 。） を 徴 収 し な い 場 合	幼稚園、小学校、 中学校、義務教育 学校、高等学校、 中等教育学校等ま たはこれらに関係 のある団体（以下 「幼稚園等」とい う。）が幼児、児 童または生徒を対 象に使用する場合	円  7,270	円  11,200	円  14,500

	アマチュアスポーツに使用する場合	13,600	21,000	27,100
	その他の催物に使用する場合	48,200	74,200	96,700
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	13,600	21,000	27,100
	アマチュアスポーツに使用する場合	27,100	42,100	54,400
	その他の催物に使用する場合	136,000	210,000	271,000
屋外グラウンド		1,980	2,710	3,350
練習室		3,350	5,050	6,670
第1会議室		2,710	3,970	4,710
第2会議室		2,710	3,970	4,710
第3会議室		1,360	1,980	2,220

## (2) 個人使用

## ア 屋内グラウンド

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課	円 1人2時間につき 240

	アマチュアスポーツに使用する場合	14,500	22,500	29,000
	その他の催物に使用する場合	51,500	79,400	103,000
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	14,500	22,500	29,000
	アマチュアスポーツに使用する場合	29,000	45,000	58,200
	その他の催物に使用する場合	145,000	225,000	290,000
屋外グラウンド		2,120	2,900	3,580
練習室		3,580	5,400	7,130
第1会議室		2,900	4,250	5,040
第2会議室		2,900	4,250	5,040
第3会議室		1,450	2,120	2,370

## (2) 個人使用

## ア 屋内グラウンド

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課	円 1人2時間につき 260

程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「幼児等」という。)	
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者(以下「生徒等」という。)	同 380
その他の者	同 540

## イ トレーニング室

区分	金額	
	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券(1回2時間以内)
幼児等	円 240	円 2,400
生徒等	380	3,800
その他の者	540	5,400

注1から注12まで 省略

## 2 宿泊研修館

## (1) 宿泊室

区分	金額	
	宿泊	昼間利用

程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「幼児等」という。)	
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者(以下「生徒等」という。)	同 410
その他の者	同 580

## イ トレーニング室

区分	金額	
	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券(1回2時間以内)
幼児等	円 260	円 2,600
生徒等	410	4,100
その他の者	580	5,800

注1から注12まで 省略

## 2 宿泊研修館

## (1) 宿泊室

区分	金額	
	宿泊	昼間利用

洋室	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円	
		1人1泊につき	1人1回につき
		2,960	800
	生徒等または25歳未満の青少年（児童等を除く。）	同 3,830	
	その他の者	同 4,820	
和室	児童等	同 2,220	同 540
	生徒等または25歳未満の青少年（児童等を除く。）	同 2,960	
	その他の者	同 3,590	

## (2) 会議室

区分	金額				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで

洋室	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円	
		1人1泊につき	1人1回につき
		3,170	860
	生徒等または25歳未満の青少年（児童等を除く。）	同 4,100	
	その他の者	同 5,150	
和室	児童等	同 2,370	同 580
	生徒等または25歳未満の青少年（児童等を除く。）	同 3,170	
	その他の者	同 3,840	

## (2) 会議室

区分	金額				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで

会議室A	円	円	円	円	円
	2,340	2,960	3,590	5,440	7,780
会議室B	2,100	2,850	3,470	5,210	7,310

注1から注7まで 省略

会議室A	円	円	円	円	円
	2,500	3,170	3,840	5,820	8,320
会議室B	2,250	3,050	3,710	5,570	7,820

注1から注7まで 省略

## 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正 する条例案について

### 1 改正の理由

滋賀県立体育館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第57号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。

ア 全ての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正（平成26年4月1日施行）以来、5年が経過しようとしており、受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について改正を行うこととします。

イ 消費税および地方消費税の税率が平成31年10月1日に10%に引き上げられることから、消費税率（地方消費税率を含む。）引上げ分をアにより算定した額に転嫁することとします。

### 3 施行期日

平成31年10月1日

滋賀県立体育館使用料の額および利用料金の上限額の改正案の概要

(滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例第5条、第14条関係)

1 競技場

(1) 貸切り使用

区分	入場料またはこれに類する金銭(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合	現行			改正後			増減額			
		金額			金額			金額			
		午前 午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後 午後1時 から午後 5時まで	夜間 午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前 午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後 午後1時 から午後 5時まで	夜間 午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前 午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後 午後1時 から午後 5時まで	夜間 午後5時 30分から 午後9時 30分まで	
大競技場	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園、小学校、中 学校、義務教育学 校、高等学校、中等 教育学校等またはこれらに 関係のある団体(以下「幼 稚園等」という。)が幼 児、児童または生徒を対 象に使用する場 合	円	円	円	円	円	円	円	円	
		アマチュアスポーツ に使用する場 合	6,800	10,500	13,600	7,270	11,200	14,500	470	700	900
		その他の催物に使用 する場合	13,600	21,000	27,100	14,500	22,500	29,000	900	1,500	1,900
	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対 象に使用する場 合	48,200	74,200	96,700	51,500	79,400	103,000	3,300	5,200	6,300
		アマチュアスポーツ に使用する場 合	13,600	21,000	27,100	14,500	22,500	29,000	900	1,500	1,900
		その他の催物に使用 する場合	27,100	42,100	54,400	29,000	45,000	58,200	1,900	2,900	3,800
入場料等 を徴収す る場合	入場料等 が1,000円 以下の場 合	68,000	105,000	136,000	72,700	112,000	145,000	4,700	7,000	9,000	
	入場料等 が1,000円 を超える 場合	136,000	210,000	271,000	145,000	225,000	290,000	9,000	15,000	19,000	
小競技場	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対 象に使用する場 合	3,470	5,310	6,800	3,710	5,680	7,270	240	370	470
		アマチュアスポーツ に使用する場 合	6,800	10,500	13,600	7,270	11,200	14,500	470	700	900
		その他の催物に使用 する場合	24,600	37,000	48,200	26,300	39,600	51,500	1,700	2,600	3,300
	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対 象に使用する場 合	6,800	10,500	13,600	7,270	11,200	14,500	470	700	900
		アマチュアスポーツ に使用する場 合	13,600	21,000	27,100	14,500	22,500	29,000	900	1,500	1,900
		その他の催物に使用 する場合	34,700	53,100	68,000	37,100	56,800	72,700	2,400	3,700	4,700

(2) 個人使用

区分	現行	改正後	増減額
	金額	金額	金額
幼稚園、小学校、中 学校、義務教育学校も しくは中等教育学校(前 期課程に限る。)の幼 児、児童もしくは生徒 またはこれらに準ずる 者	円 1人2時 間につき 240	円 1人2時 間につき 260	円 1人2時 間につき 20
高等学校もしくは中 等教育学校(後期課程に 限る。)の生徒または これらに準ずる者	同 380	同 410	同 30
その他の者	同 540	同 580	同 40

2 会議室

区分	現行			改正後			増減額		
	金額			金額			金額		
	午前 午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後 午後1時 から午後 5時まで	夜間 午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前 午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後 午後1時 から午後 5時まで	夜間 午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前 午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後 午後1時 から午後 5時まで	夜間 午後5時 30分から 午後9時 30分まで
特別室	円 2,340	円 3,830	円 4,580	円 2,500	円 4,100	円 4,900	円 160	円 270	円 320
第1会議室	1,360	1,980	2,220	1,450	2,120	2,370	90	140	150
第2会議室	2,340	3,830	4,580	2,500	4,100	4,900	160	270	320
第3会議室	2,850	4,320	5,050	3,050	4,620	5,400	200	300	350
第4会議室	2,340	3,830	4,580	2,500	4,100	4,900	160	270	320

## 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県立体育館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 57 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとします。



滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧					新						
本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 競技場 (1) 貸切り使用					本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 競技場 (1) 貸切り使用						
区分			金額			区分			金額		
			午前	午後	夜間				午前	午後	夜間
			午前8時30分 から午後 零時30分ま で	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで				午前8時30分 から午後 零時30分ま で	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで
大	入場料ま たはこれ に類する 競技場 金銭（以 下「入場 料等」と いう。） を徴収し ない場合	幼稚園、小学校、中 学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育 学校等またはこれら に関係のある団体 （以下「幼稚園等」 という。）が幼児、 児童または生徒を対 象に使用する場合	円 <u>6,800</u>	円 <u>10,500</u>	円 <u>13,600</u>	大	入場料ま たはこれ に類する 競技場 金銭（以 下「入場 料等」と いう。） を徴収し ない場合	幼稚園、小学校、中 学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育 学校等またはこれら に関係のある団体 （以下「幼稚園等」 という。）が幼児、 児童または生徒を対 象に使用する場合	円 <u>7,270</u>	円 <u>11,200</u>	円 <u>14,500</u>

		アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>
		その他の催物に使用 する場合	<u>48,200</u>	<u>74,200</u>	<u>96,700</u>
入場料等 を徴収す る場合		幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合	<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>
		アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>27,100</u>	<u>42,100</u>	<u>54,400</u>
		その他の入場料等 催物に使用が1,000円 する場合以下の場 合	<u>68,000</u>	<u>105,000</u>	<u>136,000</u>
		入場料等 が1,000円 を超える 場合	<u>136,000</u>	<u>210,000</u>	<u>271,000</u>
小 競 技 場	入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合	<u>3,470</u>	<u>5,310</u>	<u>6,800</u>
		アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>6,800</u>	<u>10,500</u>	<u>13,600</u>

		アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>14,500</u>	<u>22,500</u>	<u>29,000</u>
		その他の催物に使用 する場合	<u>51,500</u>	<u>79,400</u>	<u>103,000</u>
入場料等 を徴収す る場合		幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合	<u>14,500</u>	<u>22,500</u>	<u>29,000</u>
		アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>29,000</u>	<u>45,000</u>	<u>58,200</u>
		その他の入場料等 催物に使用が1,000円 する場合以下の場 合	<u>72,700</u>	<u>112,000</u>	<u>145,000</u>
		入場料等 が1,000円 を超える 場合	<u>145,000</u>	<u>225,000</u>	<u>290,000</u>
小 競 技 場	入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合	<u>3,710</u>	<u>5,680</u>	<u>7,270</u>
		アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>7,270</u>	<u>11,200</u>	<u>14,500</u>

	その他の催物に使用する場合	24,600	37,000	48,200
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	6,800	10,500	13,600
	アマチュアスポーツに使用する場合	13,600	21,000	27,100
	その他の入場料等が1,000円以下の場合	34,700	53,100	68,000
	入場料等が1,000円を超える場合	68,000	105,000	136,000

## (2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	円 1人2時間につき 240
高等学校もしくは中等教育学校(後	同 380

	その他の催物に使用する場合	26,300	39,600	51,500
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	7,270	11,200	14,500
	アマチュアスポーツに使用する場合	14,500	22,500	29,000
	その他の入場料等が1,000円以下の場合	37,100	56,800	72,700
	入場料等が1,000円を超える場合	72,700	112,000	145,000

## (2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	円 1人2時間につき 260
高等学校もしくは中等教育学校(後	同 410

期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者	
その他の者	同 540

2 会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分 から午後9時30分 まで
特別室	円 2,340	円 3,830	円 4,580
第1会議室	1,360	1,980	2,220
第2会議室	2,340	3,830	4,580
第3会議室	2,850	4,320	5,050
第4会議室	2,340	3,830	4,580

注1から注9まで 省略

期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者	
その他の者	同 580

2 会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分 から午後9時30分 まで
特別室	円 2,500	円 4,100	円 4,900
第1会議室	1,450	2,120	2,370
第2会議室	2,500	4,100	4,900
第3会議室	3,050	4,620	5,400
第4会議室	2,500	4,100	4,900

注1から注9まで 省略

## 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を 改正する条例案について

### 1 改正の理由

滋賀県立栗東体育館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第45号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。

ア 全ての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正（平成26年4月1日施行）以来、5年が経過しようとしており、受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について改正を行うこととします。

イ 消費税および地方消費税の税率が平成31年10月1日に10%に引き上げられることから、消費税率（地方消費税率を含む。）引上げ分をアにより算定した額に転嫁することとします。

### 3 施行期日

平成31年10月1日

滋賀県立栗東体育館使用料の額および利用料金の上限額の改正案の概要

(滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例第5条、第14条関係)

1 アリーナ

(1) アリーナ貸切り使用

区分	説明	現行 金額			改正後 金額			増減額 金額		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
		午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで
入場料またはこれに類する金銭(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体(以下「幼稚園等」という。)が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	アマチュアスポーツに使用する場合	6,800	10,500	13,600	7,270	11,200	14,500	470	700	900
	その他の借物に復用する場合	13,600	21,000	27,100	14,500	22,500	29,000	900	1,500	1,900
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	13,600	21,000	27,100	14,500	22,500	29,000	900	1,500	1,900
	アマチュアスポーツに使用する場合	27,100	42,100	54,400	29,000	45,000	58,200	1,900	2,900	3,800
	入場料等が1,000円以下の場合	68,000	105,000	136,000	72,700	112,000	145,000	4,700	7,000	9,000
	入場料等が1,000円を超える場合	136,000	210,000	271,000	145,000	225,000	290,000	9,000	15,000	19,000

(2) バドミントンスペース

現行	改正	増減額
1面2時間につき 540円	1面2時間につき 580円	1面2時間につき 40円

(3) 体操練習スペース団体使用

区分	現行 金額			改正後 金額			増減額 金額		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アマチュアスポーツに使用する場合	4,950	8,040	9,900	5,280	8,600	10,600	340	560	700
その他の借物に復用する場合	9,900	16,100	19,800	10,600	17,200	21,200	700	1,100	1,400

(4) 個人使用

区分	現行 金額		改正 金額		増減額 金額	
	1人1回 につき (2時間 以内)	回数券11 回券(1 回2時間 以内)	1人1回 につき (2時間 以内)	回数券11 回券(1 回2時間 以内)	1人1回 につき (2時間 以内)	回数券11 回券(1 回2時間 以内)
	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「幼児等」という。)	円	円	円	円	円
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者(以下「生徒等」という。)	240	2,400	260	2,600	20	200
その他の者	380	3,800	410	4,100	30	300
その他の者	540	5,400	580	5,800	40	400

2 トレーニング室

区分	現行 金額		改正 金額		増減額 金額	
	1人1回 につき (2時間 以内)	回数券11 回券(1 回2時間 以内)	1人1回 につき (2時間 以内)	回数券11 回券(1 回2時間 以内)	1人1回 につき (2時間 以内)	回数券11 回券(1 回2時間 以内)
	幼児等	円	円	円	円	円
生徒等	240	2,400	260	2,600	20	200
その他の者	380	3,800	410	4,100	30	300
その他の者	540	5,400	580	5,800	40	400

3 会議室

区分	現行 金額			改正後 金額			増減額 金額		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで
第1会議室	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第2会議室	2,710	3,970	4,710	2,900	4,250	5,040	190	280	330
第3会議室	2,710	3,970	4,710	2,900	4,250	5,040	190	280	330

## 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県立栗東体育館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第45号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成31年10月1日から施行することとします。

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧					新				
本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 アリーナ (1) アリーナ貸切り使用					本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 アリーナ (1) アリーナ貸切り使用				
区分		金額			区分		金額		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
		午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで			午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで
入場料ま たはこれ に類する 金銭（以下 「入場料 等」とい う。）を徴 収しない 場合	幼稚園、小学校、中 学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育 学校等またはこれら に関係のある団体 （以下「幼稚園等」 という。）が幼児、 児童または生徒を対 象に使用する場合	円 <u>6,800</u>	円 <u>10,500</u>	円 <u>13,600</u>	入場料ま たはこれ に類する 金銭（以下 「入場料 等」とい う。）を徴 収しない 場合	幼稚園、小学校、中 学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育 学校等またはこれら に関係のある団体 （以下「幼稚園等」 という。）が幼児、 児童または生徒を対 象に使用する場合	円 <u>7,270</u>	円 <u>11,200</u>	円 <u>14,500</u>
	アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>		アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>14,500</u>	<u>22,500</u>	<u>29,000</u>



	その他の催物に使用する 場合	48,200	74,200	96,700
入場料等を徴収する 場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用する 場合	13,600	21,000	27,100
	アマチュアスポーツに使用する 場合	27,100	42,100	54,400
	その他の催物に使用する場 合	68,000	105,000	136,000
	入場料等が1,000円以下 の場合			
	入場料等が1,000円を超 える場合	136,000	210,000	271,000

(2) バドミントンスペース 1面2時間につき 540円

(3) 体操練習スペース団体使用

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで
幼稚園等が幼児、児童または 生徒を対象に使用する場合	円 4,950	円 8,040	円 9,900

	その他の催物に使用する 場合	51,500	79,400	103,000
入場料等を徴収する 場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用する 場合	14,500	22,500	29,000
	アマチュアスポーツに使用する 場合	29,000	45,000	58,200
	その他の催物に使用する場 合	72,700	112,000	145,000
	入場料等が1,000円以下 の場合			
	入場料等が1,000円を超 える場合	145,000	225,000	290,000

(2) バドミントンスペース 1面2時間につき 580円

(3) 体操練習スペース団体使用

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで
幼稚園等が幼児、児童または 生徒を対象に使用する場合	円 5,290	円 8,600	円 10,600

アマチュアスポーツに使用する場合	9,900	16,100	19,800
------------------	-------	--------	--------

(4) 個人使用

区分	金額	
	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券(1回 2時間以内)
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「幼児等」という。)	円 240	円 2,400
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者(以下「生徒等」という。)	380	3,800
その他の者	540	5,400

2 トレーニング室

区分	金額	
	1人1回につき(2時間以内)	回数券11回券(1回2時間以内)
幼児等	円 240	円 2,400

アマチュアスポーツに使用する場合	10,600	17,200	21,200
------------------	--------	--------	--------

(4) 個人使用

区分	金額	
	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券(1回 2時間以内)
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「幼児等」という。)	円 260	円 2,600
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者(以下「生徒等」という。)	410	4,100
その他の者	580	5,800

2 トレーニング室

区分	金額	
	1人1回につき(2時間以内)	回数券11回券(1回2時間以内)
幼児等	円 260	円 2,600

生徒等	380	3,800
その他の者	540	5,400

3 会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午 後5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
第1会議室	円 2,710	円 3,970	円 4,710
第2会議室	2,710	3,970	4,710
第3会議室	2,710	3,970	4,710

注1から注11まで 省略

生徒等	410	4,100
その他の者	580	5,800

3 会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午 後5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
第1会議室	円 2,900	円 4,250	円 5,040
第2会議室	2,900	4,250	5,040
第3会議室	2,900	4,250	5,040

注1から注11まで 省略

## 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正の理由

滋賀県立武道館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例(平成5年滋賀県条例第19号)の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。

ア 全ての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正(平成26年4月1日施行)以来、5年が経過しようとしており、受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について改正を行うこととします。

イ 消費税および地方消費税の税率が平成31年10月1日に10%に引き上げられることから、消費税率(地方消費税率を含む。)引上げ分をアにより算定した額に転嫁することとします。

### 3 施行期日

平成31年10月1日

滋賀県立武道館使用料の額および利用料金の上限額の改正案の概要

(滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例第5条、第14条関係)

1 競技施設

(1) 貸切り使用

区分	現行			改正後			増減額					
	金額			金額			金額					
	午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	夜間 午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	夜間 午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	夜間 午後5時 30分から 午後9時 30分まで			
剣道場	入場料またはこれに類する金銭(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体(以下「幼稚園等」という。)が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円	円	円	円	円	円	円			
		6,800	10,500	13,600	7,270	11,200	14,500	470	700	900		
		アマチュアスポーツに使用する場合	13,600	21,000	27,100	14,500	22,500	29,000	900	1,500	1,900	
	その他の催物に使用する場合	48,200	74,200	96,700	51,500	79,400	103,000	3,300	5,200	6,300		
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	13,600	21,000	27,100	14,500	22,500	29,000	900	1,500	1,900	
		アマチュアスポーツに使用する場合	27,100	42,100	54,400	29,000	45,000	58,200	1,900	2,900	3,800	
		その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	68,000	105,000	136,000	72,700	112,000	145,000	4,700	7,000	9,000
			入場料等が1,000円を超える場合	136,000	210,000	271,000	145,000	225,000	290,000	9,000	15,000	19,000
	柔道場	入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	6,800	10,500	13,600	7,270	11,200	14,500	470	700	900
アマチュアスポーツに使用する場合			13,600	21,000	27,100	14,500	22,500	29,000	900	1,500	1,900	
その他の催物に使用する場合			48,200	74,200	96,700	51,500	79,400	103,000	3,300	5,200	6,300	
入場料等を徴収する場合		幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	13,600	21,000	27,100	14,500	22,500	29,000	900	1,500	1,900	
		アマチュアスポーツに使用する場合	27,100	42,100	54,400	29,000	45,000	58,200	1,900	2,900	3,800	
		その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	68,000	105,000	136,000	72,700	112,000	145,000	4,700	7,000	9,000
			入場料等が1,000円を超える場合	136,000	210,000	271,000	145,000	225,000	290,000	9,000	15,000	19,000
弓道場(近的)		入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	1,980	3,220	3,970	2,120	3,440	4,250	140	220	280
			アマチュアスポーツに使用する場合	3,970	6,440	7,920	4,250	6,890	8,470	280	450	550
	その他の催物に使用する場合		13,600	21,000	27,100	14,500	22,500	29,000	900	1,500	1,900	
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	3,970	6,440	7,920	4,250	6,890	8,470	280	450	550	
		アマチュアスポーツに使用する場合	7,920	12,200	16,100	8,470	13,000	17,200	550	800	1,100	
		その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	19,800	32,200	39,700	21,200	34,400	42,500	1,400	2,200	2,800
入場料等が1,000円を超える場合	39,700		64,400	79,200	42,500	68,900	84,700	2,800	4,500	5,500		

弓道場 (遠的)	入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	1,980	3,220	3,970	2,120	3,440	4,250	140	220	280
		アマチュアスポーツに使用する場合	3,970	6,440	7,920	4,250	6,890	8,470	280	450	550
		その他の催物に使用する場合	13,600	21,000	27,100	14,500	22,500	29,000	900	1,500	1,900
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	3,970	6,440	7,920	4,250	6,890	8,470	280	450	550
		アマチュアスポーツに使用する場合	7,920	12,200	16,100	8,470	13,000	17,200	550	800	1,100
		その他の催物に使用する場合	19,800	32,200	39,700	21,200	34,400	42,500	1,400	2,200	2,800
相撲場	入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	1,980	3,220	3,970	2,120	3,440	4,250	140	220	280
		アマチュアスポーツに使用する場合	3,970	6,440	7,920	4,250	6,890	8,470	280	450	550
		その他の催物に使用する場合	13,600	21,000	27,100	14,500	22,500	29,000	900	1,500	1,900
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	3,970	6,440	7,920	4,250	6,890	8,470	280	450	550
		アマチュアスポーツに使用する場合	7,920	12,200	16,100	8,470	13,000	17,200	550	800	1,100
		その他の催物に使用する場合	19,800	32,200	39,700	21,200	34,400	42,500	1,400	2,200	2,800

## (2) 個人使用

区分	現行金額	改正後金額	増減額金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	円 1人2時間につき 240	円 1人2時間につき 260	円 1人2時間につき 20
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	円 380	円 410	円 30
その他の者	円 540	円 580	円 40

## 2 会議室等

区分	現行金額			改正後金額			増減額金額		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後9時5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
大会議室	円 3,970	円 5,310	円 6,670	円 4,250	円 5,680	円 7,130	円 280	円 370	円 460
小会議室	円 2,710	円 3,970	円 4,710	円 2,990	円 4,250	円 5,040	円 190	円 280	円 330
研修室1	円 1,720	円 1,980	円 2,340	円 1,840	円 2,120	円 2,500	円 120	円 140	円 160
研修室2	円 1,720	円 1,980	円 2,340	円 1,840	円 2,120	円 2,500	円 120	円 140	円 160
研修室3	円 1,720	円 1,980	円 2,340	円 1,840	円 2,120	円 2,500	円 120	円 140	円 160
師範室(剣道)	円 1,720	円 1,720	円 1,720	円 1,840	円 1,840	円 1,840	円 120	円 120	円 120
師範室(柔道)	円 1,720	円 1,720	円 1,720	円 1,840	円 1,840	円 1,840	円 120	円 120	円 120
師範室(弓道)	円 1,720	円 1,720	円 1,720	円 1,840	円 1,840	円 1,840	円 120	円 120	円 120

## 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県立武道館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第19号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成31年10月1日から施行することとします。

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧					新						
本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 競技施設 (1) 貸切り使用					本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 競技施設 (1) 貸切り使用						
区分			金額			区分			金額		
			午前	午後	夜間				午前	午後	夜間
			午前8時30分 から午後 零時30分 まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時30 分から午後 9時30分 まで				午前8時30 分から午後 零時30分 まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時30 分から午後 9時30分 まで
剣道場	入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関する団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 6,800	円 10,500	円 13,600	剣道場	入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関する団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 7,270	円 11,200	円 14,500
		アマチュアスポーツに使用する場合	円 13,600	円 21,000	円 27,100			アマチュアスポーツに使用する場合	円 14,500	円 22,500	円 29,000



	その他の催物に使用する 場合	48,200	74,200	96,700
入場料等を徴収する 場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用 する場合	13,600	21,000	27,100
	アマチュアスポーツに 使用する場合	27,100	42,100	54,400
	その他の催物に使用する 場合	68,000	105,000	136,000
	入場料等が1,000円以 下の場合			
	入場料等が 1,000円を 超える場合	136,000	210,000	271,000
柔道場	入場料等を徴収しない 場合	6,800	10,500	13,600
	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用 する場合			
	アマチュアスポーツに 使用する場合	13,600	21,000	27,100
	その他の催物に使用する 場合	48,200	74,200	96,700
入場料等を徴収する 場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用 する場合	13,600	21,000	27,100

	その他の催物に使用する 場合	51,500	79,400	103,000
入場料等を徴収する 場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用 する場合	14,500	22,500	29,000
	アマチュアスポーツに 使用する場合	29,000	45,000	58,200
	その他の催物に使用する 場合	72,700	112,000	145,000
	入場料等が1,000円以 下の場合			
	入場料等が 1,000円を 超える場合	145,000	225,000	290,000
柔道場	入場料等を徴収しない 場合	7,270	11,200	14,500
	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用 する場合			
	アマチュアスポーツに 使用する場合	14,500	22,500	29,000
	その他の催物に使用する 場合	51,500	79,400	103,000
入場料等を徴収する 場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用 する場合	14,500	22,500	29,000

		アマチュアスポーツに 使用する場合	27,100	42,100	54,400
		その他の 催物に使用 する場合	68,000	105,000	136,000
		入場料等が 1,000円以 下の場合			
		入場料等が 1,000円を 超える場合	136,000	210,000	271,000
弓道場 (近的)	入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	1,980	3,220	3,970
		アマチュアスポーツに 使用する場合	3,970	6,440	7,920
		その他の催物に使用す る場合	13,600	21,000	27,100
	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	3,970	6,440	7,920
		アマチュアスポーツに 使用する場合	7,920	12,200	16,100
		その他の催物に使用す る場合	19,800	32,200	39,700
		入場料等が 1,000円以 下の場合			

		アマチュアスポーツに 使用する場合	29,000	45,000	58,200
		その他の催物に使用す る場合	72,700	112,000	145,000
		入場料等が 1,000円以 下の場合			
		入場料等が 1,000円を 超える場合	145,000	225,000	290,000
弓道場 (近的)	入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	2,120	3,440	4,250
		アマチュアスポーツに 使用する場合	4,250	6,890	8,470
		その他の催物に使用す る場合	14,500	22,500	29,000
	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	4,250	6,890	8,470
		アマチュアスポーツに 使用する場合	8,470	13,000	17,200
		その他の催物に使用す る場合	21,200	34,400	42,500
		入場料等が 1,000円以 下の場合			

			入場料等 が 1,000円を 超える場合	39,700	64,400	79,200				入場料等 が 1,000円を 超える場合	42,500	68,900	84,700
弓道場 (遠的)	入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合		1,980	3,220	3,970	弓道場 (遠的)	入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合		2,120	3,440	4,250
		アマチュアスポーツに 使用する場合		3,970	6,440	7,920			アマチュアスポーツに 使用する場合		4,250	6,890	8,470
		その他の催物に使用す る場合		13,600	21,000	27,100			その他の催物に使用す る場合		14,500	22,500	29,000
弓道場 (遠的)	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合		3,970	6,440	7,920	弓道場 (遠的)	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合		4,250	6,890	8,470
		アマチュアスポーツに 使用する場合		7,920	12,200	16,100			アマチュアスポーツに 使用する場合		8,470	13,000	17,200
		その他の催 物に使用す る場合	入場料等が 1,000円以 下の場合	19,800	32,200	39,700			その他の催 物に使用す る場合	入場料等が 1,000円以 下の場合	21,200	34,400	42,500
入場料等が 1,000円を 超える場合	39,700		64,400	79,200	入場料等が 1,000円を 超える場合	42,500	68,900	84,700					
相撲	入場料等 を徴収し	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使		1,980	3,220	3,970	相撲	入場料等 を徴収し	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使		2,120	3,440	4,250

場	ない場合	用する場合				
		アマチュアスポーツに 使用する場合	3,970	6,440	7,920	
		その他の催物に使用す る場合	13,600	21,000	27,100	
	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	3,970	6,440	7,920	
		アマチュアスポーツに 使用する場合	7,920	12,200	16,100	
		その他の催 物に使用す る場合	入場料等が 1,000円以 下の場合	19,800	32,200	39,700
			入場料等が 1,000円を 超える場合	39,700	64,400	79,200

(2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もし しくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼 児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる 者	円 1人2時間につき 240

場	ない場合	用する場合				
		アマチュアスポーツに 使用する場合	4,250	6,890	8,470	
		その他の催物に使用す る場合	14,500	22,500	29,000	
	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	4,250	6,890	8,470	
		アマチュアスポーツに 使用する場合	8,470	13,000	17,200	
		その他の催 物に使用す る場合	入場料等が 1,000円以 下の場合	21,200	34,400	42,500
			入場料等が 1,000円を 超える場合	42,500	68,900	84,700

(2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もし しくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼 児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる 者	円 1人2時間につき 260

高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 380
その他の者	同 540

## 2 会議室等

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午 後5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
大会議室	円 3,970	円 5,310	円 6,670
小会議室	2,710	3,970	4,710
研修室1	1,720	1,980	2,340
研修室2	1,720	1,980	2,340
研修室3	1,720	1,980	2,340
師範室（剣道）	1,720	1,720	1,720
師範室（柔道）	1,720	1,720	1,720
師範室（弓道）	1,720	1,720	1,720

## 3 省略

注1から注14まで 省略

高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 410
その他の者	同 580

## 2 会議室等

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午 後5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
大会議室	円 4,250	円 5,680	円 7,130
小会議室	2,900	4,250	5,040
研修室1	1,840	2,120	2,500
研修室2	1,840	2,120	2,500
研修室3	1,840	2,120	2,500
師範室（剣道）	1,840	1,840	1,840
師範室（柔道）	1,840	1,840	1,840
師範室（弓道）	1,840	1,840	1,840

## 3 省略

注1から注14まで 省略

## 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部 を改正する条例案について

### 1 改正の理由

滋賀県立スポーツ会館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第33号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。

ア 全ての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正（平成26年4月1日施行）以来、5年が経過しようとしており、受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について改正を行うこととします。

イ 消費税および地方消費税の税率が平成31年10月1日に10%に引き上げられることから、消費税率（地方消費税率を含む。）引上げ分をアにより算定した額に転嫁することとします。

### 3 施行期日

平成31年10月1日

滋賀県立スポーツ会館使用料の額および利用料金の上限額の改正案の概要

(滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例第5条、第14条関係)

1 測定室

区分	現行 金額			改正後 金額			増減額 金額		
	1人1回につき	1人1回につき	回数券11回券(1回2時間以内)	1人1回につき	1人1回につき	回数券11回券(1回2時間以内)	1人1回につき	1人1回につき	回数券11回券(1回2時間以内)
測定室A	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「児童等」という。)	円	円	円	円	円	円	円	円
	1人1回につき	680	730	50					
測定室B	児童等	円	円	円	円	円	円	円	円
	その他の者	1,220	1,300	80					

2 トレーニング室

区分	現行 金額			改正後 金額			増減額 金額		
	1人1月につき	1人1回につき(2時間以内)	回数券11回券(1回2時間以内)	1人1月につき	1人1回につき(2時間以内)	回数券11回券(1回2時間以内)	1人1月につき	1人1回につき(2時間以内)	回数券11回券(1回2時間以内)
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者(以下「生徒等」という。)	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,970	490	4,900	4,250	520	5,200	280	30	300	
その他の者	5,940	730	7,300	6,350	780	7,800	410	50	500

3 アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	現行 金額			改正後 金額			増減額 金額		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)等またはこれらに関係のある団体が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,090	3,830	4,710	3,300	4,100	5,040	210	270	330	
高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)等またはこれらに関係のある団体が生徒を対象に使用する場合	4,710	6,180	6,920	5,040	6,610	7,400	330	430	480
その他の場合	6,180	7,800	9,280	6,610	8,340	9,920	430	540	640

(2) 個人使用

区分	現行 金額	改正後 金額	増減額 金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「幼児等」という。)	円	円	円
1人2時間につき	240	260	20
生徒等	円	円	円
380	410	30	
その他の者	円	円	円
540	580	40	

4 会議室

区分	現行 金額			改正後 金額			増減額 金額		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
会議室	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,610	2,340	3,090	1,720	2,500	3,300	110	160	210	

5 宿泊室

区分	現行 金額		改正後 金額		増減額 金額	
	宿泊	昼間利用	宿泊	昼間利用	宿泊	昼間利用
児童等	円	円	円	円	円	円
1人1泊につき	1,480	300	1,580	320	100	20
その他の者	円	円	円	円	円	円
1,730		1,850		120		

## 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 要綱

### 1 改正の理由

滋賀県立スポーツ会館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例（昭和 59 年滋賀県条例第 33 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとします。



滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 測定室				本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 測定室			
区分		金額		区分		金額	
測定室A	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1回につき	円 680	測定室A	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1回につき	円 730
	その他の者		同 860		その他の者		同 920
測定室B	児童等		同 930	測定室B	児童等		同 990
	その他の者		同 1,220		その他の者		同 1,300
2 トレーニング室				2 トレーニング室			
区分	金額			区分	金額		
	1人1月につき	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券(1回 2時間以内)		1人1月につき	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券(1回 2時間以内)
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ず	円 3,970	円 490	円 4,900	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ず	円 4,250	円 520	円 5,200

る者（以下「生徒等」という。）			
その他の者	5,940	730	7,300

3 アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）等またはこれらに関係のある団体が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 3,090	円 3,830	円 4,710
高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）等またはこれらに関係のある団体が生徒を対象に使用する場合	4,710	6,180	6,920
その他の場合	6,180	7,800	9,280

る者（以下「生徒等」という。）			
その他の者	6,350	780	7,800

3 アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）等またはこれらに関係のある団体が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 3,300	円 4,100	円 5,040
高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）等またはこれらに関係のある団体が生徒を対象に使用する場合	5,040	6,610	7,400
その他の場合	6,610	8,340	9,920

## (2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「幼児等」という。)	円 1人2時間につき 240
生徒等	同 380
その他の者	同 540

## 4 会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から午後 零時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分 から午後9時まで
会議室	円 1,610	円 2,340	円 3,090

## 5 宿泊室

区分	金額	
	宿泊	昼間利用
児童等	円 1人1泊につき 1,480	円 1人1回につき 300
その他の者	同 1,730	

## (2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「幼児等」という。)	円 1人2時間につき 260
生徒等	同 410
その他の者	同 580

## 4 会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から午後 零時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分 から午後9時まで
会議室	円 1,720	円 2,500	円 3,300

## 5 宿泊室

区分	金額	
	宿泊	昼間利用
児童等	円 1人1泊につき 1,580	円 1人1回につき 320
その他の者	同 1,850	

注1から注9まで 省略

注1から注9まで 省略

## 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の 一部を改正する条例案について

### 1 改正の理由

滋賀県立アイスアリーナについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例（平成12年滋賀県条例第21号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。

ア 全ての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正（平成26年4月1日施行）以来、5年が経過しようとしており、受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について改正を行うこととします。

イ 消費税および地方消費税の税率が平成31年10月1日に10%に引き上げられることから、消費税率（地方消費税率を含む。）引上げ分をアにより算定した額に転嫁することとします。

### 3 施行期日

平成31年10月1日

滋賀県立アイスアリーナ使用料の額および利用料金の上限額の改正案の概要

(滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例第5条、第14条関係)

1 アイススケート場

(1) 貸切り使用

区分		現行金額	改正後金額	増減額金額	
入場料またはこれに類する金額（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 1時間につき 11,900	円 1時間につき 12,700	円 1時間につき 800	
	アマチュアスポーツに使用する場合	円 23,900	円 25,600	円 1,700	
	その他の催物に使用する場合	円 83,400	円 89,200	円 5,800	
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 23,900	円 25,600	円 1,700	
	アマチュアスポーツに使用する場合	円 47,600	円 50,900	円 3,300	
	その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	円 119,000	円 127,000	円 8,000
		入場料等が1,000円を超える場合	円 239,000	円 256,000	円 17,000

(2) 貸切り使用以外の使用

区分		現行金額		改正後金額		増減額金額		
		1人1回につき	回数券11回券	1人1回につき	回数券11回券	1人1回につき	回数券11回券	
個人	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平日	円 600	円 6,000	円 640	円 6,400	円 40	円 400
		休日等	710	7,100	760	7,600	50	500
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平日	950	9,500	1,020	10,200	70	700
		休日等	1,190	11,900	1,270	12,700	80	800
	その他の者	平日	1,430	14,300	1,530	15,300	100	1,000
		休日等	1,660	16,600	1,780	17,800	120	1,200
団体（20人以上）	幼児等	平日	480	—	510	—	30	—
		休日等	570	—	610	—	40	—
	生徒等	平日	760	—	810	—	50	—
		休日等	950	—	1,020	—	70	—
	その他の者	平日	1,140	—	1,220	—	80	—
		休日等	1,340	—	1,430	—	90	—

2 アリーナ  
(1) 貸切り使用

区分		現行金額			改正後金額			増減額		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 6,800	円 10,500	円 13,600	円 7,270	円 11,200	円 14,500	円 470	円 700	円 900
	アマチュアスポーツに使用する場合	13,600	21,000	27,100	14,500	22,500	29,000	900	1,500	1,900
	その他の催物に使用する場合	48,200	74,200	96,700	51,500	79,400	103,000	3,300	5,200	6,300
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	13,600	21,000	27,100	14,500	22,500	29,000	900	1,500	1,900
	アマチュアスポーツに使用する場合	27,100	42,100	54,400	29,000	45,000	58,200	1,900	2,900	3,800
	入場料等が1,000円以下の場合	68,000	105,000	136,000	72,700	112,000	145,000	4,700	7,000	9,000
	入場料等が1,000円を超える場合	136,000	210,000	271,000	145,000	225,000	290,000	9,000	15,000	19,000

(2) 個人使用

区分	現行金額	改正後金額	増減額
	円	円	円
幼児等	1人2時間につき 240	1人2時間につき 260	1人2時間につき 20
生徒等	同 380	同 410	同 30
その他の者	同 540	同 580	同 40

3 会議室

(1) アイススケート場としての供用期間に使用する場合

区分	現行金額	改正後金額	増減額
	円	円	円
特別室	1時間につき 840	1時間につき 900	1時間につき 60
第1会議室	同 600	同 640	同 40
第2会議室	同 600	同 640	同 40
第3会議室	同 600	同 640	同 40
第4会議室	同 600	同 640	同 40

(2) アイススケート場としての供用期間以外の期間に使用する場合

区分	現行金額			改正後金額			増減額		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
特別室	円 2,340	円 3,830	円 4,580	円 2,500	円 4,100	円 4,900	円 160	円 270	円 320
第1会議室	1,360	1,980	2,220	1,450	2,120	2,370	90	140	150
第2会議室	1,360	1,980	2,220	1,450	2,120	2,370	90	140	150
第3会議室	1,360	1,980	2,220	1,450	2,120	2,370	90	140	150
第4会議室	1,360	1,980	2,220	1,450	2,120	2,370	90	140	150

## 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県立アイスアリーナについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例（平成 12 年滋賀県条例第 21 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとします。



滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 アイススケート場 (1) 貸切り使用		本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 アイススケート場 (1) 貸切り使用	
区分	金額	区分	金額
入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 1時間につき <u>11,900</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	同 <u>23,900</u>
	その他の催物に使用する場合	その他の催物に使用する場合	同 <u>83,400</u>
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同 <u>23,900</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	同 <u>47,600</u>
	その他の催物に使用する場合	その他の催物に使用する場合	同 <u>119,000</u>
入場料等が1,000円以下	同 <u>239,000</u>	入場料等が1,000円以下	同 <u>127,000</u>
入場料等が1,000円を超える場合	同 <u>239,000</u>	入場料等が1,000円を超える場合	同 <u>256,000</u>

## (2) 貸切り使用以外の使用

区分			金額	
			1人1回につき	回数券11回券
個人	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平日	円 600	円 6,000
		休日等	710	7,100
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平日	950	9,500
		休日等	1,190	11,900
	その他の者	平日	1,430	14,300
		休日等	1,660	16,600
団体（ 20人以上）	幼児等	平日	480	—
		休日等	570	—
	生徒等	平日	760	—
		休日等	950	—

## (2) 貸切り使用以外の使用

区分			金額	
			1人1回につき	回数券11回券
個人	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平日	円 640	円 6,400
		休日等	760	7,600
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平日	1,020	10,200
		休日等	1,270	12,700
	その他の者	平日	1,530	15,300
		休日等	1,780	17,800
団体（ 20人以上）	幼児等	平日	510	—
		休日等	610	—
	生徒等	平日	810	—
		休日等	1,020	—

その他の者	平日	1,140	—
	休日等	1,340	—

(3) 省略

注1から注11まで 省略

2 アリーナ

(1) 貸切り使用

区分		金額		
		午前	午後	夜間
		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 6,800	円 10,500	円 13,600
	アマチュアスポーツに使用する場合	13,600	21,000	27,100
	その他の催物に使用する場合	48,200	74,200	96,700
入場料等を徴収する	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	13,600	21,000	27,100

その他の者	平日	1,220	—
	休日等	1,430	—

(3) 省略

注1から注11まで 省略

2 アリーナ

(1) 貸切り使用

区分		金額		
		午前	午後	夜間
		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 7,270	円 11,200	円 14,500
	アマチュアスポーツに使用する場合	14,500	22,500	29,000
	その他の催物に使用する場合	51,500	79,400	103,000
入場料等を徴収する	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	14,500	22,500	29,000

場合	アマチュアスポーツに使用する場合	27,100	42,100	54,400
	その他 の催物 に使用 する場 合	入場料等が1,000 円以下の場合	68,000	105,000
		入場料等が1,000 円を超える場合	136,000	210,000
			271,000	

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき 240
生徒等	同 380
その他の者	同 540

注1から注9まで 省略

3 会議室

(1) アイススケート場としての供用期間に使用する場合

区分	金額
特別室	円 1時間につき 840
第1会議室	同 600
第2会議室	同 600
第3会議室	同 600

場合	アマチュアスポーツに使用する場合	29,000	45,000	58,200
	その他 の催物 に使用 する場 合	入場料等が1,000 円以下の場合	72,700	112,000
		入場料等が1,000 円を超える場合	145,000	225,000
			290,000	

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき 260
生徒等	同 410
その他の者	同 580

注1から注9まで 省略

3 会議室

(1) アイススケート場としての供用期間に使用する場合

区分	金額
特別室	円 1時間につき 900
第1会議室	同 640
第2会議室	同 640
第3会議室	同 640

第4会議室				同 600			
(2) アイススケート場としての供用期間以外の期間に使用する場合							
区分	金額						
	午前	午後	夜間				
	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで				
特別室	円 2,340	円 3,830	円 4,580				
第1会議室	1,360	1,980	2,220				
第2会議室	1,360	1,980	2,220				
第3会議室	1,360	1,980	2,220				
第4会議室	1,360	1,980	2,220				

注1から注6まで 省略

第4会議室				同 640			
(2) アイススケート場としての供用期間以外の期間に使用する場合							
区分	金額						
	午前	午後	夜間				
	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで				
特別室	円 2,500	円 4,100	円 4,900				
第1会議室	1,450	2,120	2,370				
第2会議室	1,450	2,120	2,370				
第3会議室	1,450	2,120	2,370				
第4会議室	1,450	2,120	2,370				

注1から注6まで 省略

## 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の 一部を改正する条例案について

### 1 改正の理由

滋賀県立彦根総合運動場について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例（昭和44年滋賀県条例第43号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。

ア 全ての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正（平成26年4月1日施行）以来、5年が経過しようとしており、受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について改正を行うこととします。

イ 消費税および地方消費税の税率が平成31年10月1日に10%に引き上げられることから、消費税率（地方消費税率を含む。）引上げ分をアにより算定した額に転嫁することとします。

### 3 施行期日

平成31年10月1日

滋賀県立彦根総合運動場使用料の額および利用料金の上限額の改正案の概要

(滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例第5条、第14条関係)

1 野球場（貸切り使用）

区分	現行				備考	改正後				備考	増減額			
	金額			備考		金額			備考		金額			備考
	午前	午後	夜間			午前	午後	夜間			午前	午後	夜間	
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで			
入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	円	円	円	屋内練習場のみを使用する場合は、午前、午後および夜間の区分に従い、それぞれ1面につき1,270円とする。	円	円	円	屋内練習場のみを使用する場合は、午前、午後および夜間の区分に従い、それぞれ1面につき1,360円とする。	円	円	円	円		
	4,820	6,920	9,670		5,150	7,400	10,300		330	480	630	90		
アマチュアスポーツに使用する場合	9,670	13,600	19,800		10,300	14,500	21,200		630	900	1,400			
その他の催物に使用する場合	39,700	55,600	79,200	-	42,500	59,500	84,700	-	2,800	3,900	5,500	-		
入場料等を徴収する場合														
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	9,670	13,600	19,800	-	10,300	14,500	21,200	-	630	900	1,400	-		
アマチュアスポーツに使用する場合	18,500	27,100	39,700	-	19,800	29,000	42,500	-	1,300	1,900	2,800	-		
その他の催物に使用する場合	79,200	111,000	161,000	-	84,700	119,000	172,000	-	5,500	8,000	11,000	-		
入場料等が1,000円以下の場合	161,000	222,000	322,000	-	172,000	237,000	344,000	-	11,000	15,000	22,000	-		
入場料等が1,000円を超える場合														

2 野球場会議室等

区分	現行			改正後			増減額		
	金額			金額			金額		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
金庫室	2,710	3,970	5,310	2,900	4,250	5,680	190	280	370
ミーティング室1	2,710	3,970	5,310	2,900	4,250	5,680	190	280	370
ミーティング室2	2,710	3,970	5,310	2,900	4,250	5,680	190	280	370
本部席	1,360	1,360	1,360	1,450	1,450	1,450	90	90	90
役員席	1,360	1,360	1,360	1,450	1,450	1,450	90	90	90
審判席	1,360	1,360	1,360	1,450	1,450	1,450	90	90	90

## 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県立彦根総合運動場について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例（昭和44年滋賀県条例第43号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成31年10月1日から施行することとします。



滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧					新						
本則および付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 野球場（貸切り使用）					本則および付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 野球場（貸切り使用）						
区分		金額			備考	区分		金額			備考
		午前	午後	夜間				午前	午後	夜間	
		午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで				午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで	
入場料 または これに 類する 金銭 （以下 「入場 料等」 とい う。） を徴収 しない	幼稚園、小学校、 中学校、義務教 育学校、高等学 校、中等教育学 校等またはこれ らに関係のある 団体（以下「幼 稚園等」とい う。）が幼児、 児童または生徒 を対象に使用す る場合	円 4,820	円 6,920	円 9,670	屋内練習 場のみを 使用する 場合は、午 前、午後お よび夜間 の区分に 従い、それ ぞれ1面 につき 1,270円と する。	入場料 または これに 類する 金銭 （以下 「入場 料等」 とい う。） を徴収 しない	幼稚園、小学校、 中学校、義務教 育学校、高等学 校、中等教育学 校等またはこれ らに関係のある 団体（以下「幼 稚園等」とい う。）が幼児、 児童または生徒 を対象に使用す る場合	円 5,150	円 7,400	円 10,300	屋内練習 場のみを 使用する 場合は、午 前、午後お よび夜間 の区分に 従い、それ ぞれ1面 につき 1,360円と する。

場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	9,670	13,600	19,800	
	その他の催物に 使用する場合	39,700	55,600	79,200	
入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼 児、児童または 生徒を対象に使 用する場合	9,670	13,600	19,800	
	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	18,500	27,100	39,700	
	その 他の 催物 に使 用す る場 合	入場料等 が1,000 円以下の 場合	79,200	111,000	161,000
	入場料等 が1,000 円を超える 場合	161,000	222,000	322,000	

## 2 野球場会議室等

区分	金額
----	----

場合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	10,300	14,500	21,200	
	その他の催物に 使用する場合	42,500	59,500	84,700	
入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼 児、児童または 生徒を対象に使 用する場合	10,300	14,500	21,200	
	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	19,800	29,000	42,500	
	その 他の 催物 に使 用す る場 合	入場料等 が1,000円 以下の場 合	84,700	119,000	172,000
	入場料等 が1,000円 を超える 場合	172,000	237,000	344,000	

## 2 野球場会議室等

区分	金額
----	----

	午前	午後	夜間
	午前 8 時 30 分から 午後 零 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで
	円	円	円
会議室	2,710	3,970	5,310
ミーティング室 1	2,710	3,970	5,310
ミーティング室 2	2,710	3,970	5,310
本部席	1,360	1,360	1,360
役員席	1,360	1,360	1,360
審判席	1,360	1,360	1,360

注 1 から注 7 まで 省略

	午前	午後	夜間
	午前 8 時 30 分から 午後 零 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで
	円	円	円
会議室	2,900	4,250	5,680
ミーティング室 1	2,900	4,250	5,680
ミーティング室 2	2,900	4,250	5,680
本部席	1,450	1,450	1,450
役員席	1,450	1,450	1,450
審判席	1,450	1,450	1,450

注 1 から注 7 まで 省略

## 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の 一部を改正する条例案について

### 1 改正の理由

滋賀県立ライフル射撃場について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例（昭和 57 年 滋賀県条例第 23 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。

ア 全ての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正（平成 26 年 4 月 1 日 施行）以来、5 年が経過しようとしており、受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について改正を行うこととします。

イ 消費税および地方消費税の税率が平成 31 年 10 月 1 日に 10%に引き上げられることから、消費税率（地方消費税率を含む。）引上げ分をアにより算定した額に転嫁することとします。

### 3 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

滋賀県立ライフル射撃場使用料の額および利用料金の上限額の改正案の概要

(滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例第5条、第14条関係)

1 貸切り使用

区分		現行金額		改正後金額		増減額	
		午前	午後	午前	午後	午前	午後
		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで
エアライフル射撃場	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校またはこれらに係るのある団体が児童または生徒を対象に使用する場合	円	円	円	円	円	円
		8,900	8,900	9,520	9,520	620	620
	その他の場合	16,000	16,000	17,100	17,100	1,100	1,100
スモールボアライフル射撃場	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）等またはこれらに係るのある団体が生徒を対象に使用する場合	13,600	13,600	14,500	14,500	900	900
	その他の場合	24,500	24,500	26,200	26,200	1,700	1,700

2 個人使用

区分	現行金額	改正後金額	増減額
エアライフル射撃場	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	円	円
	1人1回につき（2時間以内）	240	260
		20	20
スモールボアライフル射撃場	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	同	同
	同	240	260
	同	20	20
スモールボアライフル射撃場	生徒等	同	同
	その他の者	同	同
	300	320	20
	970	1,040	70

## 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県立ライフル射撃場について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例（昭和 57 年滋賀県条例第 23 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとします。

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 貸切り使用				本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 貸切り使用			
区分		金額		区分		金額	
		午前	午後			午前	午後
		午前8時30分から午後 零時30分まで	午後1時から午後5 時まで			午前8時30分から午後 零時30分まで	午後1時から午後5 時まで
エアール イフル射 撃場	小学校、中学校、義務 教育学校、高等学校、 中等教育学校またはこ れらに関係のある団体 が児童または生徒を対 象に使用する場合	円 8,900	円 8,900	エアール イフル射 撃場	小学校、中学校、義務 教育学校、高等学校、 中等教育学校またはこ れらに関係のある団体 が児童または生徒を対 象に使用する場合	円 9,520	円 9,520
	その他の場合	16,000	16,000	その他の場合	その他の場合	17,100	17,100
スモール ボアライ フル射撃 場	高等学校、中等教育学 校（後期課程に限る。） 等またはこれらに関係 のある団体が生徒を対 象に使用する場合	13,600	13,600	スモール ボアライ フル射撃 場	高等学校、中等教育学 校（後期課程に限る。） 等またはこれらに関係 のある団体が生徒を対 象に使用する場合	14,500	14,500
	その他の場合	24,500	24,500	その他の場合	その他の場合	26,200	26,200

## 2 個人使用

区分		金額
エアークライフル射撃場	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人1回につき（2時間以内） <u>240</u> 円
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	同 <u>240</u>
	その他の者	同 <u>780</u>
スモールボアライフル射撃場	生徒等	同 <u>300</u>
	その他の者	同 <u>970</u>

注1から注3まで 省略

## 2 個人使用

区分		金額
エアークライフル射撃場	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人1回につき（2時間以内） <u>260</u> 円
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	同 <u>260</u>
	その他の者	同 <u>830</u>
スモールボアライフル射撃場	生徒等	同 <u>320</u>
	その他の者	同 <u>1,040</u>

注1から注3まで 省略



## 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を 改正する条例案について

### 1 改正の理由

滋賀県立伊吹運動場について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例(昭和57年滋賀県条例第24号)の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。

ア 全ての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正(平成26年4月1日施行)以来、5年が経過しようとしており、受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について改正を行うこととします。

イ 消費税および地方消費税の税率が平成31年10月1日に10%に引き上げられることから、消費税率(地方消費税率を含む。)引上げ分をアにより算定した額に転嫁することとします。

### 3 施行期日

平成31年10月1日

滋賀県立伊吹運動場使用料の額および利用料金の上限額の改正案の概要

(滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例第5条、第14条関係)

1 貸切り使用

区分	現行 金額			改正後 金額			増減額 金額			
	午前 8時 30分 から 午後 零時 30分 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	夜間 午後 5時 30分 から 午後 9時 30分 まで	午前 8時 30分 から 午後 零時 30分 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	夜間 午後 5時 30分 から 午後 9時 30分 まで	午前 8時 30分 から 午後 零時 30分 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	夜間 午後 5時 30分 から 午後 9時 30分 まで	
入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに關係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円	円	円	円	円	円	円	円	
	アマチュアスポーツに使用する場合	1,850	2,460	3,690	1,980	2,630	3,950	130	170	260
	その他の催物に使用する場合	3,700	4,950	7,410	3,960	5,290	7,920	260	340	510
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	11,100	14,800	22,200	11,900	15,800	23,700	800	1,000	1,500
	アマチュアスポーツに使用する場合	3,700	4,950	7,410	3,960	5,290	7,920	260	340	510
	その他の催物に使用する場合	7,420	9,900	14,900	7,940	10,600	15,900	520	700	1,000
		22,200	29,600	44,600	23,700	31,700	47,700	1,500	2,100	3,100

2 個人使用

区分	現行 金額	改正後 金額	増減額 金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくはは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくはは生徒またはこれらに準ずる者	円	円	円
	1人1日につき 180	1人1日につき 190	1人1日につき 10
高等学校もしくはは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 240	同 260	同 20
その他の者	同 300	同 320	同 20

## 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要 綱

### 1 改正の理由

滋賀県立伊吹運動場について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例（昭和 57 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとします。

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧					新				
本則および付則 省略 別表 (第5条、第14条関係) 1 貸切り使用					本則および付則 省略 別表 (第5条、第14条関係) 1 貸切り使用				
区分		金額			区分		金額		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
		午前 8時30分 から午後零時 30分まで	午後 1時か ら午後 5時 まで	午後 5時30分 から午後 9時 30分まで			午前 8時30分 から午後零時 30分まで	午後 1時か ら午後 5時 まで	午後 5時30分 から午後 9時 30分まで
入場料 または これに 類する 金銭 (以 下「入場 料等」と いう。)	幼稚園、小学校、中学校、 義務教育学校、高等学 校、中等教育学校等また はこれらに関係のある 団体 (以下「幼稚園等」 という。) が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	円 <u>1,850</u>	円 <u>2,460</u>	円 <u>3,690</u>	入場料 または これに 類する 金銭 (以 下「入場 料等」と いう。)	幼稚園、小学校、中学校、 義務教育学校、高等学 校、中等教育学校等また はこれらに関係のある 団体 (以下「幼稚園等」 という。) が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	円 <u>1,980</u>	円 <u>2,630</u>	円 <u>3,950</u>
を徴収 しない 場合	アマチュアスポーツに 使用する場合	<u>3,700</u>	<u>4,950</u>	<u>7,410</u>	を徴収 しない 場合	アマチュアスポーツに 使用する場合	<u>3,960</u>	<u>5,290</u>	<u>7,920</u>
	その他の催物に使用す る場合	<u>11,100</u>	<u>14,800</u>	<u>22,200</u>		その他の催物に使用す る場合	<u>11,900</u>	<u>15,800</u>	<u>23,700</u>

入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	3,700	4,950	7,410
	アマチュアスポーツに使用する場合	7,420	9,900	14,900
	その他の催物に使用する場合	22,200	29,600	44,600

## 2 個人使用

区分	金額	
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人1日につき 180	円
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 240	
その他の者	同 300	

注1から注7まで 省略

入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	3,960	5,290	7,920
	アマチュアスポーツに使用する場合	7,940	10,600	15,900
	その他の催物に使用する場合	23,700	31,700	47,700

## 2 個人使用

区分	金額	
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人1日につき 190	円
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 260	
その他の者	同 320	

注1から注7まで 省略

## 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する 条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正の理由

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。

ア 全ての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正（平成26年4月1日施行）以来、5年が経過しようとしており、受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について改正を行うこととします。

イ 消費税および地方消費税の税率が平成31年10月1日に10%に引き上げられることから、消費税率（地方消費税率を含む。）引上げ分をアにより算定した額に転嫁することとします。

### 3 施行期日

平成31年10月1日

滋賀県立柳が崎ヨットハーバー使用料の額および利用料金の上限額の改正案の概要

(滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例第5条、第14条関係)

1 艇庫

区分	現行金額				改正後金額				増減額				
	1艇1年につき				1艇1年につき				1艇1年につき				
	上段	中段	下段	増減額	上段	中段	下段	増減額	上段	中段	下段	増減額	
1-1													
1-2	1,770,000				1,893,000				123,000				
1-3													
1-4													
1-5	886,000	93,000	123,000	154,000	948,000	99,000	132,000	165,000	62,000	6,000	9,000	11,000	
1-6													
1-7													
1-8			93,000				99,000					6,000	
2-1	1,010,000				1,080,000				70,000				
2-2													
2-3	505,000				540,000				35,000				
2-4													
2-5	1,010,000	52,000	71,000	87,000	1,080,000	56,000	76,000	93,000	70,000	4,000	5,000	6,000	
2-6	860,000				920,000				60,000				
2-7	505,000				540,000				35,000				
2-8	130,000				139,000				9,000				

2 斜路および棧橋

現行	改正	増減額
1艇1日につき 1,850円	1艇1日につき 1,980円	1艇1日につき 130円

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成31年10月1日から施行することとします。



滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧					新				
本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 艇庫					本則および付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 艇庫				
区分	金額				区分	金額			
	1室1年につき	1艇1年につき				1室1年につき	1艇1年につき		
		上段	中段	下段			上段	中段	下段
1-1	円	円	円	円	1-1	円	円	円	円
1-2	1,770,000	93,000	123,000	154,000	1-2	1,893,000	99,000	132,000	165,000
1-3	886,000				1-3	948,000			
1-4					1-4				
1-5					1-5				
1-6					1-6				
1-7					1-7				
1-8	—			93,000	1-8	—			99,000
2-1	1,010,000	52,000	71,000	87,000	2-1	1,080,000	56,000	76,000	93,000
2-2	505,000				2-2	540,000			
2-3					2-3				
2-4					2-4				
2-5	1,010,000				2-5	1,080,000			
2-6	860,000				2-6	920,000			

2-7	<u>505,000</u>		
2-8	<u>130,000</u>		

2 斜路および栈橋 1艇1日につき 1,850円

3 省略

注1から注6まで 省略

2-7	<u>540,000</u>		
2-8	<u>139,000</u>		

2 斜路および栈橋 1艇1日につき 1,980円

3 省略

注1から注6まで 省略